

音訳朗読・点訳サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に設置するボランティア・市民活動センターに登録しているボランティアグループ（以下「ボランティアグループ」という。）が、視覚障がい者が社会生活上必要な地域の情報を取得できるよう、広報等を複製した音訳朗読CD及び点字印刷物（以下、「CD及び点訳物」とする。）を配付することにより、幸手市における視覚障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 幸手市に居住する視覚障がい者で、CD及び点訳物の配付を希望するものとする。

(申請)

第3条 本事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、電話等の方法により、協議会に申し出るものとする。

(登録)

第4条 申し出を受けた協議会は、速やかに「音訳朗読・点訳サービス利用登録台帳（様式第1号）」に登録するものとする。

(登録変更の申出)

第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに電話等の方法により、協議会に申し出るものとする。

- (1) 利用を辞退するとき
- (2) 住所や送付先が変更になるとき。
- (3) その他、利用者の状況が変わったとき。

(報告)

第6条 ボランティアグループと協議会は、必要に応じて利用者の状況を相互に報告する。

(事業実績報告)

第7条 ボランティアグループは当該年度終了後1ヶ月以内に、共催事業実績報告書（様式第2-1号、第2-2号）を協議会に提出するものとする。

(関係機関との連携)

第8条 この事業の実施に当たっては、必要に応じて、幸手市の保健福祉事業及び障がい者福祉事業の関係者、民生委員・児童委員等と連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。